

八千代市道路位置の指定に関する技術基準

1. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第1項第1号ホにより、特定行政庁が認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 袋路状道路の幅員が4.5メートル以上の場合で、下表左欄の幅員に応じ右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の転回広場を設けているものであること。

幅 員	距 離
4.5メートル以上5.0メートル未満	50メートル
5.0メートル以上5.5メートル未満	60メートル
5.5メートル以上6.0メートル未満	70メートル

(2) 袋路状道路の終端又は中間に設けられたう回ができる道路の区画について、自動車の転回広場を設けなければならない距離の2倍以内ごとに自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差し、若しくは接続する個所を所有しているものであること。（図1）

(3) 道路内に電柱やカーブミラー等を設置する場合、当該施設を除いた道路有効幅員は最低4.0メートル以上確保すること。（図2）

2. 次の各号に掲げる大きさの広場は、政令第144条の4第1項第1号ハにいう自動車の転回広場と認めるものとする。

(1) 停車することができるもの（昭和45年建設省告示第1837号第1号。）小型4輪自動車1台につき幅2.0メートル（同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5メートル）以上及び長さ5.0メートル以上の大きさの広場で、車の出入する部分の前後又は左右にすみ切り（辺の長さ2.0メートル以上の二等辺三角形の部分を含むもの）をそれぞれ設けたもの。（図3）

(2) 転回できる形状のもの（昭和45年建設省告示第1837号第2号。）道路幅員も含めて直径8.0メートルの転回広場又は自動車転回上これと同等以上の有効な大きさの広場（図4）

3. 政令第144条の4第1項第2号ただし書きの規定によるすみ切りについて、特定行政庁が認めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを片側のみとする場合においてすみ切りできない対側線側の一边を4.0メートルとし、他の一边を2.5メートルとする三角形の部分を含むすみ切りを設けたものであること。（図5）

(2) 歩車道の区別のある他の道路に接続し、歩道の幅員が2メートル以上ある場合。

(図6)

4. 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する個所で内角が60度以下となる角地に設けるすみ切りは、角地の隅角をはさむ辺を2等辺とし、底辺の長さを3.0メートル以上とした三角形を道に含む形態にするよう努めること。
5. 政令第144条の4第1項第5号に規定する道及び敷地内の排水に必要な施設は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 道に設ける排水施設は、U字溝にあつては内法幅24センチメートル以上、蓋にあつては車輛の荷重に耐えられる構造、L字溝にあつては幅30センチメートル以上のコンクリート製で、かつ、排水に支障がないものであること。
 - (2) 道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水設備に排水上有効に連結しているものであること。ただし、連結できない場合にあつては、道路等排水するおそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けているものであること。
6. アスファルト舗装又は、これと同等以上の路面保護を施すように努めること。
7. 縦断勾配が9パーセントを超える部分の路面（すみ切りを含む。）については、車の滑り止めを施すように努めること。

附則

この技術基準は、平成15年4月1日から施工する。

附則

この技術基準は、令和4年3月28日から施工する。

図 1

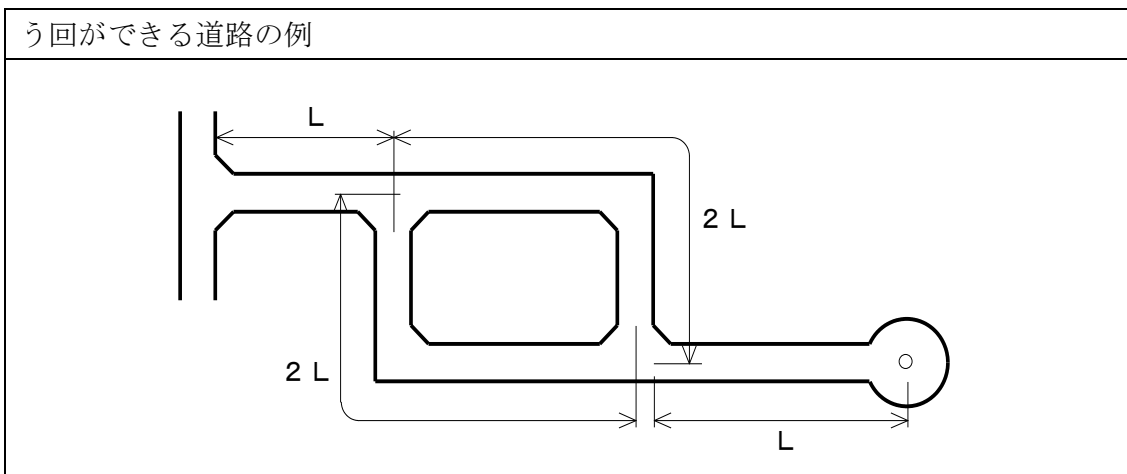


図 2

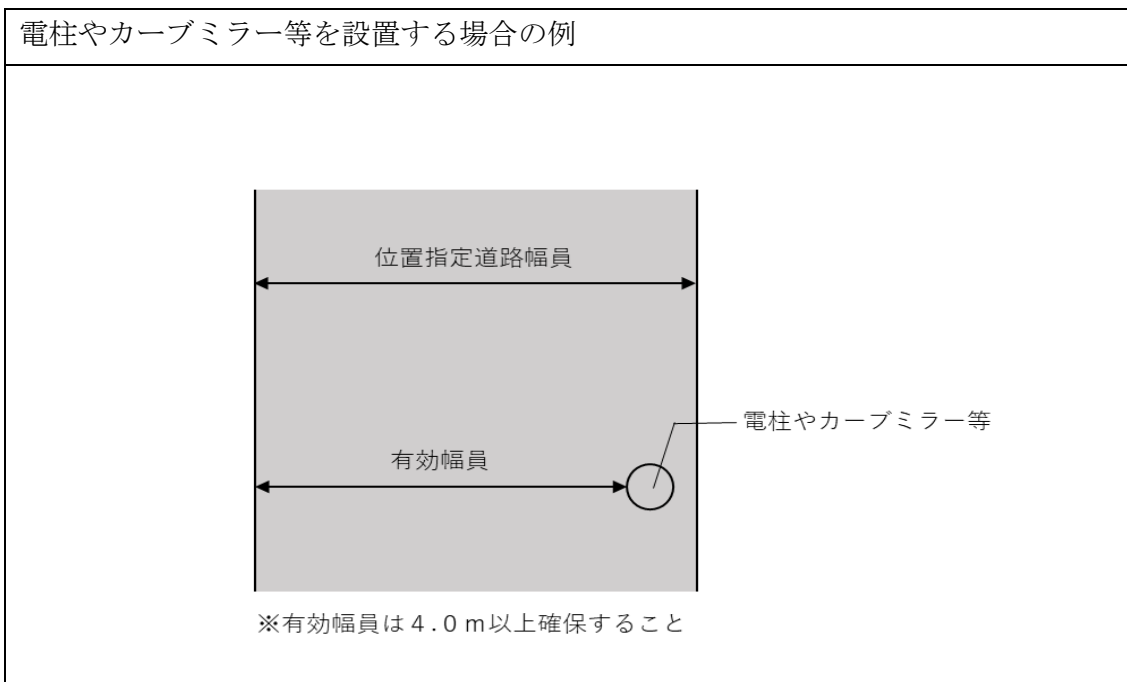


図 3

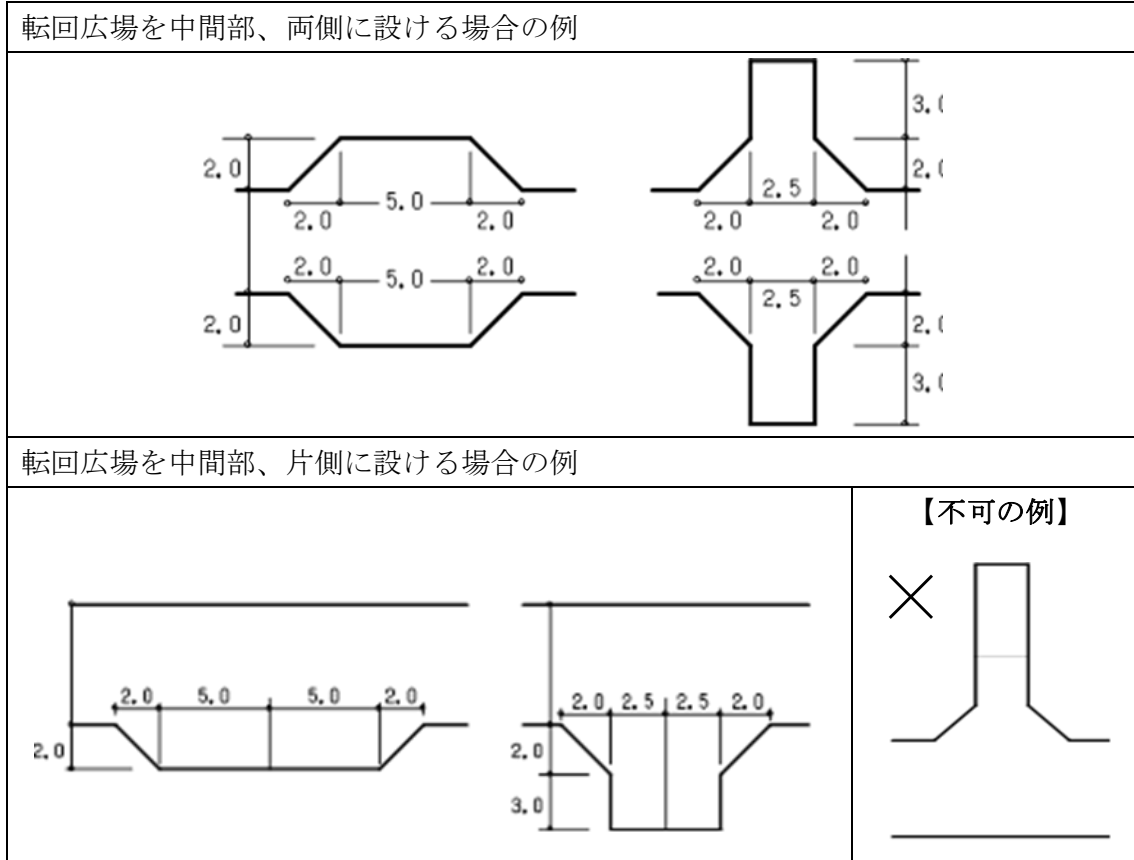


図 4

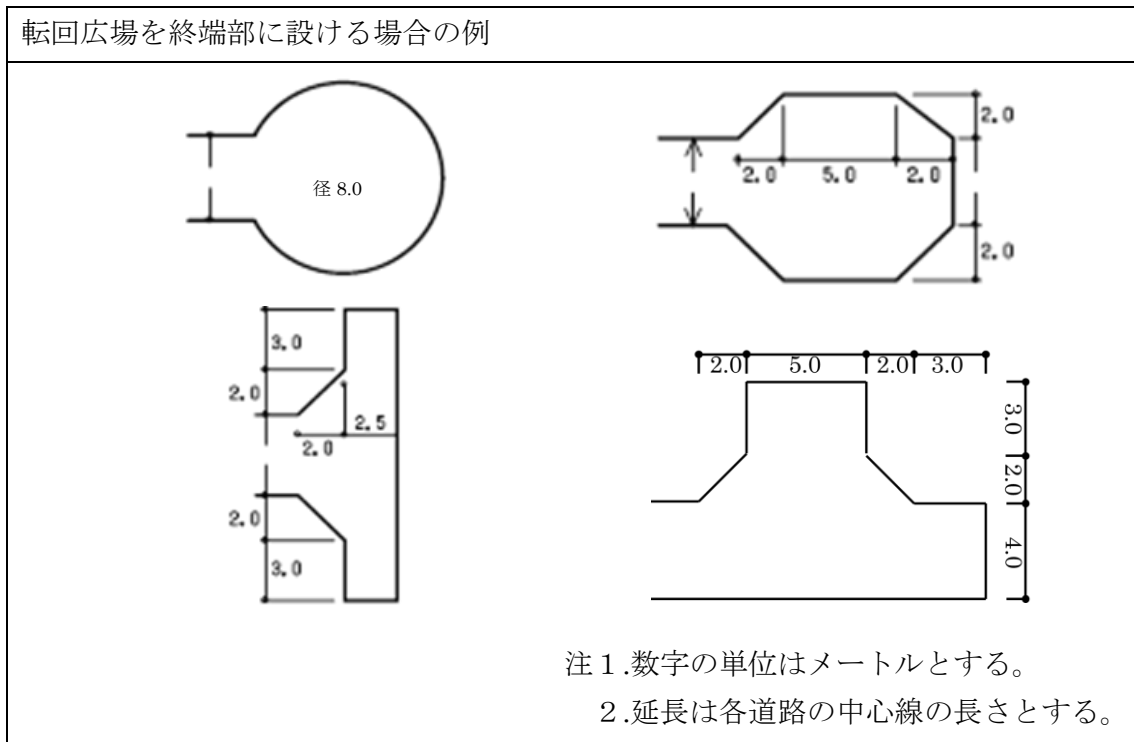
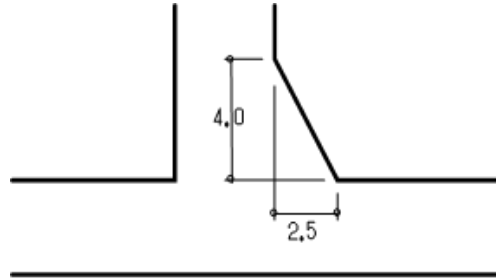


図 5

やむを得ずすみ切りを片側のみとする場合の例

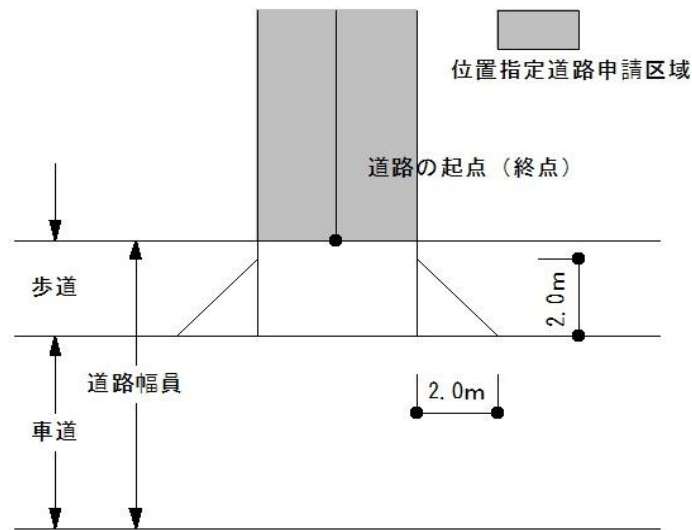


注 1. 数字の単位はメートルとする。

2. 延長は各道路の中心線の長さとする。

図 6

歩車道の区別のある他の道路に接続する場合の例



※歩道部分については道路管理者と要協議